

年 度	令和5年度	文書番号	教高 第2328号
受 領 日		起 案 者	高等学校課
起 案 日	令和 5 年 7 月 1 3 日		高等学校／教務グループ
決 裁 日	令和 5 年 7 月 1 9 日		主 査 橋爪 剛
施 行 日	令和 5 年 7 月 1 9 日		（電話番号： ）
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	B-04-01	校 合 者	森 美由紀
簿冊番号	2-1	保存期間	3 年
簿冊名	情報公開関係		
公 開 用 簿冊件名	情報公開関係		
保存満了日	令和 9 年 5 月 3 1 日		
文書題名	行政文書の公開請求について（伺い）		
公 開 用 文書題名	行政文書の公開請求について		
決裁関与者	林田 照男 [高等学校課] [課長] 決裁者		
	三宅 恭子 [高等学校課] [参事]		
	武下 一秀 [高等学校／学校経営支援グループ] [課長補佐]		
	松下 信之 [高等学校／教務グループ] [課長補佐]		
	泊 宏信 [高等学校／教務グループ] [主査]		
関係者	松田 佳大 [高等学校／教務グループ] [主査]		
	廣江 綾斗 [高等学校／教務グループ] [一般職員等]		
	名村 優希 [高等学校／教務グループ] [一般職員等]		

伺 い 文	標記について、令和5年7月5日付け第339号で行政文書の公開の請求がありました。 ついては、次案のとおり決定通知書を請求者あて通知してよろしいか。 お伺いします。																
添 付 文 書 情 報	<table> <tr> <th data-bbox="185 1111 1369 1160">添付文書名</th><th data-bbox="1369 1111 1487 1160">種別</th></tr> <tr> <td data-bbox="185 1160 1369 1205">01_【浄書】公開決定通知書.doc</td><td data-bbox="1369 1160 1487 1205">電子</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 1205 1369 1249">02_【浄書】非公開決定通知書（第339号）.doc</td><td data-bbox="1369 1205 1487 1249">電子</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 1249 1369 1294">調定伺書00214130000090300014906666.pdf</td><td data-bbox="1369 1249 1487 1294">電子</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 1294 1369 1339">04_【浄書】写しの作成費用等の納付書による振込みのご案内（第339号）.doc</td><td data-bbox="1369 1294 1487 1339">電子</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 1339 1369 1384">情報公開（費用）.pdf</td><td data-bbox="1369 1339 1487 1384">電子</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 1384 1369 1429">20210501府税及び公金収納金の収納取扱金融機関一覧.pdf</td><td data-bbox="1369 1384 1487 1429">電子</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 1429 1369 1473">情報公開第339号.pdf</td><td data-bbox="1369 1429 1487 1473">電子</td></tr> </table>	添付文書名	種別	01_【浄書】公開決定通知書.doc	電子	02_【浄書】非公開決定通知書（第339号）.doc	電子	調定伺書00214130000090300014906666.pdf	電子	04_【浄書】写しの作成費用等の納付書による振込みのご案内（第339号）.doc	電子	情報公開（費用）.pdf	電子	20210501府税及び公金収納金の収納取扱金融機関一覧.pdf	電子	情報公開第339号.pdf	電子
添付文書名	種別																
01_【浄書】公開決定通知書.doc	電子																
02_【浄書】非公開決定通知書（第339号）.doc	電子																
調定伺書00214130000090300014906666.pdf	電子																
04_【浄書】写しの作成費用等の納付書による振込みのご案内（第339号）.doc	電子																
情報公開（費用）.pdf	電子																
20210501府税及び公金収納金の収納取扱金融機関一覧.pdf	電子																
情報公開第339号.pdf	電子																
施 行 先	請求者																
施 行 方 法	郵送																
備 考																	

公 開 決 定 通 知 書

教 高 第 2328 号
令和 5 年 7 月 19 日

様

大阪府教育委員会 印

令和 5 年 7 月 5 日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開
条例第13条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を公開することと決定
したので通知します。

行政文書公開請求書 に 記 載 さ れ た 行 政 文 書 の 名 称 等	1. 令和 4 年 7 月 12 日付教高第1784号（受付番号第1678号）の教 材で電子データの全て 2. 令和 4 年度東住吉総合高校の公民総合の授業教材で電子デー タのすべて（担当者：服部豪教諭） 3. 上記 1. および 2. の令和 3 年度の教材のすべて 4. 令和 4 年 7 月 12 日付教高第1784号（受付番号第1678号）の起 案 5. 令和 4 年 7 月 12 日付教高第1784号（受付番号第1678号）の決 定通知 （＝決定通知における個人情報の部分は必要ではない） 6. 教諭が大阪府を相手取り裁判を起こし、勝訴が大阪 府知事が控訴しないことを宣言して、控訴期間が過ぎたため 確定した判決文および大阪府がこの裁判で収受した資料のす べて 7. 大阪地裁平成 の判決文および大阪府 がこの裁判で収受した資料のすべて
公開することと決定 した行政文書の名称	4. 「教高第1784号管理用紙（起案文書）」
公 開 の 実 施 方 法	インターネットの利用による提供
公 開 の 実 施 場 所	インターネットの利用による
公開を実施する日時	
費 用 見 積 額	60円
担当室・課（所）等	大阪府教育庁 教育振興室高等学校課 教務グループ 電話番号 06-6941-0351（内線3431）
備 考	本決定は、請求内容の「4.」に係る文書

受付番号 339 号

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注：1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

- 2 記載された公開を実施する日時に支障がある場合は、あらかじめ担当室・課(所)等に連絡してください。

非 公 開 決 定 通 知 書

教 高 第 2328 号

令和5年7月19日

様

大阪府教育委員会 印

令和5年7月5日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	1. 令和4年7月12日付教高第1784号（受付番号第1678号）の教材で電子データの全て 2. 令和4年度東住吉総合高校の公民総合の授業教材で電子データのすべて（担当者：服部豪教諭） 3. 上記1. および2. の令和3年度の教材のすべて 4. 令和4年7月12日付教高第1784号（受付番号第1678号）の起案 5. 令和4年7月12日付教高第1784号（受付番号第1678号）の決定通知（＝決定通知における個人情報の部分は必要ではない） 6. 教諭が大阪府を相手取り裁判を起し、勝訴が大阪府知事が控訴しないことを宣言して、控訴期間が過ぎたため確定した判決文および大阪府がこの裁判で収受した資料のすべて 7. 大阪地裁平成の判決文および大阪府がこの裁判で収受した資料のすべて
公開しないことと決定した行政文書の名称	1. 令和4年7月12日付け教高第1784号（受付番号第1678号）の教材で電子データの全て 2. 令和4年度東住吉総合高校の公民総合の授業教材で電子データのすべて（担当者：服部豪教諭） 3. 上記1. および2. の令和3年度の教材のすべて 5. 令和4年7月12日付教高第1784号（受付番号第1678号）の決定通知
公開しない理由	1. ～3. について 当該請求は、が作成した文書が対象となっていることから、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）前文に定められた「知る権利の保障」の趣旨を逸脱する請求であり、条例第4条に反する不適正請求と認められるものであるため、当該請求を却下とし、条例第13条第2項の規定に基づき非公開とする。 5. について 当該請求に係る行政文書に記載されている情報は、公開することにより府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものである。また、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであり、いずれも条例第9条第1号該当の個人識別情報として非公開とすべきであり、その余の部分は所定の様式であり公開しても請求の趣旨を充足しないため、条例第10条第1項および同条同項第2号に該当しないものとして当該文書全体を非公開とする。
担当室・課（所）等	大阪府教育庁 教育振興室高等学校課 教務グループ 電話番号 06-6946-2387（内線 3431）
備考	本決定は、請求内容の「1.」～「3.」および「5.」に係る文書

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注： 「公開しないことと決定した行政文書」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。

調 定 伺 書

起票日	令和 5 年 7 月 13 日		
所属	10263 教育振興室		
調定番号	231172216		
年度	令和 05 年 度		
会計	10 一般会計		
科目	款	12	諸収入
	項	06	雑入
	目	05	雑入
	節	10	教育費雑入
	細節	73	行政文書公開複写費用実費分
調定額	60 円		
納入期限日	決裁日より 20 日後		
延滞利率	%		
統計区分			
内容	情報提供に係る行政文書等複写費用実費分		

納 入 義 務 者

債務者番号	00 12799923
氏名	
住所	

令和5年7月19日

様

写しの作成費用等の納付書による振込みのご案内

令和5年7月5日付け行政文書公開請求（高等学校課）に関し御希望のありましたインターネットの利用による提供に係る費用は下記のとおりです。納付書を同封しましたので令和5年8月8日までに納付していただきますようお願いいたします（振込手数料はかかりません）。納付を確認後、インターネットによる提供により写しをお送りします（納付後にご連絡いただけると幸いです）。

なお、納付確認には、納付日から約2週間を要しますので、お急ぎの場合は、納付済みの納付書の写しを高等学校課教務グループまでFAX又は郵送していただければ、到着次第、行政文書の写しをお送りします。

また、インターネットによる提供の方法が平成26年5月7日より変更しておりますので、裏面を参考にダウンロードしていただきますようお願いいたします。（ダウンロード期間が数日となっておりますので、ご注意ください。）

記

項目	費用等	支払方法	振込期限
写しの作成費 (インターネットの利用による提供)	60 円	納付書	令和5年8月8日
納付書の 取扱金融機関	別紙「公金収納金の収納取扱金融機関一覧」を参照		

【注意】

1. 振込期限までに納付がない場合、同封の納付書での納付ができなくなることがありますので、振込期限までに納付いただけない場合はご連絡ください。
2. 同封の納付書を用いない費用納付（写しの作成費については、現金書留又は郵便為替、郵送費については、切手の送付）も可能ですので、ご希望がございましたら、ご相談ください。

(担当)

〒540-8571

大阪府大阪府中央区大手前二丁目

大阪府教育庁教育振興室高等学校課

教務グループ

TEL 06-6941-0351（内線 3431）

FAX 06-6944-6888

○「インターネットの利用による提供」により、写しの交付を希望される場合の手続きの流れ

写しの作成費用について納付確認ができましたら、写しの交付を行うホームページのURLを、請求時に入力いただいたメールアドレスあてに送付いたします。

請求者は、大阪府から送付されたURLにアクセスし、ダウンロードキーワード「請求時にご自身で設定したパスワード」を入力し、大容量ファイル送受信システムにログインし、必要なファイルをダウンロードしてください。
※ダウンロードできる期間は数日間ですので、ご注意ください。

※「大容量ファイル送受信システム」とは

インターネットを介して大容量の電子ファイルの安全かつ確実な送受信を実現するサービスです。

同種の無料サービスとは違い、守秘義務を課した信用のおける事業者の管理するシステムにデータを預けるためより安全なこと、送受信の履歴がサービスに記録されファイルを送ったことが後日にも確認できること、などが特徴です。

 **EASY FILE EXPRESS**



ファイルアップロードID	3
件名	※サービスに関する資料送付のご案内
ダウンロードキーワード	

ログイン

EASY FILE EXPRESS Version2.0.0
Copyright © 2010 TOTEC AMENITY LIMITED All Rights Reserved

請求時にご自身で設定したパスワード

オ 写しの作成方法（文書・図画・写真の場合）

文書・図画・写真の場合は、次のいずれかの方法のうち、実施機関が保有する処理装置により容易に実施できる方法で作成する。なお、電磁的記録等の場合は、情報公開条例解釈運用基準（第18条）を参照のこと。

- （ア）乾式複写機で複写したものを作成する（単色及び多色）。
（イ）スキャナで読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものを作成する。

カ 写しの交付

上記オで作成したものを申出者に交付する。

- （ア）府政情報センターにおいて交付するとき
原則として、担当室・課（所）等の職員が不要で手交のみものと
きは、事前に府政情報室に写しを搬入し、府政情報室の職員が交付することも可能である。

この場合は、府政情報室が費用取納の事務を行う（費用は前納）。

- （イ）担当室・課（所）等において交付するとき
担当室・課（所）等の職員が交付し、費用取納の事務を行う（費用は前納）。
（ウ）郵送により交付するとき
① 納付書により取納する場合
a 担当室・課（所）等は、「写しの作成に要する費用」及び「送付に要する費用（切手実費）」の合計額を記載した納付書を作成し、送付する。

※ 原則として、決定通知書を送付する際に納付書を同封する。

- b 担当室・課（所）等は、上記費用の取納を確認後、本庁の場合は、府政情報室（文書管理担当）から切手を受領し（納付書の調定同様の「決裁依頼照会紙」の提示及び郵券出納簿の記入が必要）、写しを送付する。出先機関は、保有の切手を使用し、写しを送付する。

② 現金等により取納する場合

- a 担当室・課（所）等は、「写しの作成に要する費用」は現金書留又は郵便為替（普通為替・定額小為替）により、「送付に要する費用」は切手により提出を求める（「写しの作成に要する費用」と「送付に要する費用」は電話等で連絡する。）。

※ 郵便為替（普通為替・定額小為替）の受取人指定欄は未記入でよい。

- b 担当室・課（所）等は、上記費用が到着した時点で費用を収納し、領収証書を同封の上、送付されてきた切手を使用し写しを送付する。

（6）費用の収納

ア 費用負担の額（情報公開条例施行規則第8条及び同規則別表参照）

（ア）行政文書等の写しの作成に要する費用の額

行政文書等の写しの作成方法		費用の額
1	乾式複写機による作成	1枚 10円
	単色刷り	

	多色刷り	1枚 30円
2	録音カセットテープ（記録時間120分）への複写による作成	1巻270円
3	ビデオカセットテープ（VHS方式、記録時間120分）への複写による作成	1巻320円
4	光ディスク（700メガバイトのCD-R又は4.7メガバイトのDVD-R）への複写による作成	1枚40円に文書1枚あたり1.0円を加算
	その他の場合	1枚100円
5	インターネットの利用による提供	文書1枚あたり10円
	その他の場合	1件60円

※ 「多色刷りコピー」や「フロッピーディスク等の電磁的記録媒体に複写した物」の交付については、実施機関が保有する処理装置により容易に実施できる方法により対応する。

なお、公安委員会・警察本部長が実施機関の場合は、公安委員会規則による。

※ 電磁的記録の行政文書に記載された情報を非公開にする場合は、パソコン等専用機器を使用し、非公開部分を特定の記号等に置き換えるか、PDF編集ソフト等の隠し機能を使用することとする。

※ 費用計算の考え方

【4. 光ディスク（CD-R、DVD-R）への複写による場合】

- a 紙文書等しなくスキャナで新たに電磁的記録を作成した場合（「文書等をスキャナで読み取ってできた電磁的記録の場合」に該当）
→40円+1枚10円×新たにスキャナで読み取って作成した枚数

b 既存データがあった場合（「その他の場合」に該当）→100円

- c 既存データと紙文書等しなく新たに文書等をスキャナで読み取って作成した電磁的記録が偏在している場合
（「文書等をスキャナで読み取ってできた電磁的記録の場合」+「その他の場合」に該当）
→100円+1枚10円×新たにスキャナで読み取って作成した枚数

注1 PDFの電子データが存在する場合はスキャナ読取りではない。新たにPDFデータを作成する場合がスキャナ読取りに該当する。

注2 情報公開請求等を受けてスキャナで新たに電磁的記録を作成しそのデータが保存されており、別の者から同内容の請求が出てきた場合はbを適用する。

【5 インターネットの利用による提供】
a 一回の手続きを1件とする。（1枚の請求書に複数の条件が記載されていても、1件として費用の算定を行う。また同一人から複数枚の請求書が出てきた場合、同じ時期に公開するのであれば1件として費用の算定を行う。ただし、担当課が複数にまたがる場合は、担当課ごとに費用算定するものとする。）

b 紙文書等しなくスキャナで新たに電磁的記録を作成した場合（「文書等をスキャナで読み取ってできた電磁的記録の場合」に該当）
→1枚10円×新たにスキャナで読み取って作成した枚数

府税及び公金収納金の収納取扱金融機関一覧

2021年5月1日現在

＜国内所在の店舗で納付できる金融機関＞		＜大阪府内所在の店舗で納付できる金融機関＞	
都市銀行 4	第二地方銀行 11	信用金庫 10	農業協同組合 15
りそな銀行	東京スター銀行	信金中央金庫	大阪府信用農業協同組合連合会
三菱UFJ銀行	富山第一銀行	大阪信用金庫	北大阪農業協同組合
三井住友銀行	福邦銀行	大阪厚生信用金庫	高槻市農業協同組合
みずほ銀行	愛知銀行	大阪シティ信用金庫	茨木市農業協同組合
	名古屋銀行	大阪商工信用金庫	大阪北部農業協同組合
	中京銀行	永和信用金庫	大阪泉州農業協同組合
	みなと銀行	北おおさか信用金庫	いずみの農業協同組合
地方銀行 27	徳島大正銀行	枚方信用金庫	堺市農業協同組合
北陸銀行	香川銀行	尼崎信用金庫	大阪南農業協同組合
北國銀行	愛媛銀行	京都信用金庫	大阪中河内農業協同組合
福井銀行	高知銀行		グリーン大阪農業協同組合
静岡銀行			北河内農業協同組合
大垣共立銀行			大阪東部農業協同組合
十六銀行			九個荘農業協同組合
十三三銀行			大阪市農業協同組合
百五銀行			
滋賀銀行			
京都銀行	信託銀行 3		
関西みらい銀行	三菱UFJ信託銀行	信用組合 9	
池田泉州銀行	みずほ信託銀行	全国信用協同組合連合会	
南都銀行	三井住友信託銀行	大同信用組合	
紀陽銀行		成協信用組合	
但馬銀行		大阪協栄信用組合	
鳥取銀行		大阪貯蓄信用組合	
山陰合同銀行	労働金庫 1	のぞみ信用組合	
中国銀行	近畿労働金庫	大阪府医師信用組合	
広島銀行		近畿産業信用組合	
山口銀行		ミレ信用組合	
阿波銀行	その他 4		
百十四銀行	あおぞら銀行		
伊予銀行	新生銀行		
四国銀行	PayPay銀行(※)		
肥後銀行	楽天銀行(※)		
大分銀行			
鹿児島銀行			
		ゆうちょ銀行 1	
		(注)府税収納金のみ取扱い	

(計85法人)

(※)PayPay銀行及び楽天銀行は、口座振替の方法及び日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により納付ができます。

行政文書公開請求書

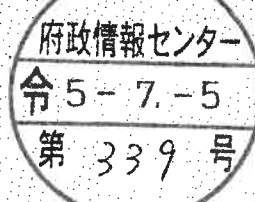
令和5年 7月 5日

大阪府教育委員会 様

氏 名 〔法人その他の団体にあつては その名称及び代表者の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔法人その他の団体にあつて は、主たる事務所の所在地〕	
連 絡 先 〔法人その他の団体にあつて は、担当者名及び連絡先〕	同上 電話番号 メールアドレス

大阪府情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

行政文書の名称等 公開請求に係る行政文書を特定する に 足 り る 事 項 〔できるだけ具体的に 記載してください。〕	1. 令和4年7月12日付教高第1784号(受付番号第1678号)の教材で電子データの全て 2. 令和4年度東住吉総合高校の公民総合の授業教材で電子データのすべて(担当者:服部豪教諭) 3. 上記1.および2.の令和3年度の教材のすべて 4. 令和4年7月12日付教高第1784号(受付番号第1678号)の起案 5. 令和4年7月12日付教高第1784号(受付番号第1678号)の決定通知(=決定通知における個人情報の部分は必要ではない) 6. 豪教諭が大阪府を相手取り裁判を起し、勝訴が大阪府知事が控訴しないことを宣言して、控訴期間が過ぎたため確定した判決文および大阪府がこの裁判で收受した資料のすべて 7. 大阪地裁平成 事件の判決文および大阪府がこの裁判で收受した資料のすべて
担当室・課(所)等	hattori_tsuyoshi@yahoo.co.jp
希 望 す る 公 開 の 実 施 方 法	1 公開の実施方法 ☐ 閲覧(視聴及び聴取を含む。)のみを希望する。 ☐ 閲覧した後、必要な部分の写しの交付を希望する。 ☒ 全部の写しの交付を希望する。 2 閲覧(視聴及び聴取を含む。)の方法 ☐ 用紙による ☐ 専用機器による 3 写しの交付等の方法 ☐ 用紙 ☐ 録音カセットテープ ☐ ビデオカセットテープ ☐ C D - R 又は D V D - R ☒ インターネットの利用による提供
希 望 す る 公 開 の 実 施 の 場 所 等	☐ 府政情報センターを希望する。 ☐ 担当室・課(所)を希望する。 ☐ 郵送を希望する。
希 望 す る 公 開 の 実 施 の 日 時	☐ 年 月 日 ☐ 午前 時 分 から ☐ 午後 時 分 までの間 ☐ 公開決定等の通知後、担当室・課(所)と調整する。
事案の移送の可否	☐ 可 ☒ 不可 情報提供としての取扱い可否 ☐ 可 ☒ 不可
備 考	



注:1 太字枠内は、必ず記載してください。

整理番号: 8537872511

2 該当する□にレ印を記入してください。

3 公開の実施方法及び公開の実施の日時については、御希望に添えない場合がありますので御了承ください。

7月19日までに処理して下さい